

資料3

災害復旧費について

東海北陸厚生局健康福祉部健康福祉課

1 災害復旧制度

○概要

財務省で定める「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（以下「実地調査要領」という。）に基づき、査定官（厚生労働省）及び立会官（財務省財務局）により災害査定を実施し、査定結果として認めた復旧事業費を上限として国庫補助が実施される。

○対象施設

- ① 平成21年2月13日雇児発第0213001号社援発第0213003号老発第0213001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知の別紙「社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」の2（1）アに掲げる施設の災害復旧事業
- ② 平成25年12月16日健総発1216第2号厚生労働省健康局総務課長通知の別紙「保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領」の2（1）アに掲げる施設の災害復旧事業

- 対象経費
 - ・ 施設整備（本体工事費、冷暖房工事費、施設と構造的に一体的な設備費等）
 - ・ 災害復旧費所要見込額が1件につき80万円以上
（ただし、保育所、訪問看護ステーション、感染症指定医療機関、市町村が設置する火葬場及びと畜場については40万円以上）
であること。

※施設と一体的でない設備については補助対象外（送迎バス等）

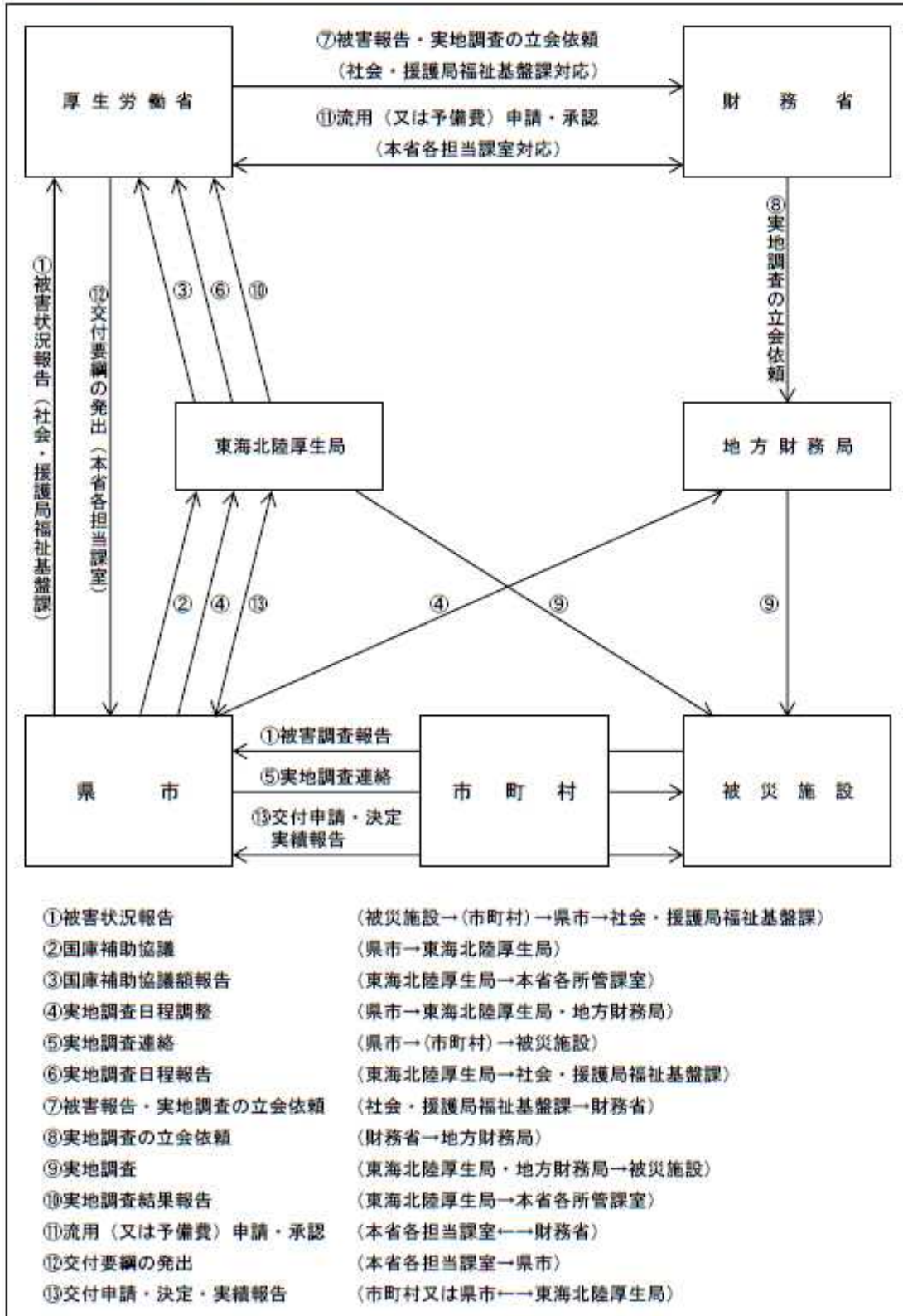
- 補助率
施設被害が発生した年度ごとに「社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助金交付要綱」及び「保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下これらを総称して「交付要綱」という。）を策定し補助率を定めているところである。

○根拠法令等

- ・ 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領
(昭和59年9月7日藏計2150号、会発第737号)
- ・ 厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について
(昭和59年9月7日事務連絡227号)
- ・ 官庁建物等災害復旧実地調査要領
(昭和47年6月6日藏計1905号)
- ・ 公共土木施設災害復旧事業査定方針
(昭和32年7月15日建設省河発351号)
- ・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
(昭和37年9月6日法第150号)
- ・ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について
(平成21年2月13日雇児発0213001号、社援発第0213003号、老発第213001号)
- ・ 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について
(平成25年12月16日健総発1216第2号)
- ・ 補助金等に係る寄附金その他の収入の取扱いについて
(昭和35年4月25日会発1312号)

2 災害復旧の事務手続き

(1) 社会福祉施設等災害復旧費補助金の場合



(3) 被災時の対応

① 被害報告等の情報提供

社会福祉施設等の場合は、県・指定都市・中核市（以下、「県市」という。）から、社会・援護局福祉基盤課へ報告いただきたい（「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成29年2月20日雇児発第0220第2号、社援発第0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号）

保健衛生施設等の場合は、東海北陸厚生局健康福祉課へ報告いただきたい。

県市以外の市町村については、県を通して本省又は東海北陸厚生局に報告するため、まずは、県に報告していただきたい。

② 災害復旧事業の早期着工

被災施設については、災害査定を待たず復旧しても差し支えないが、当該被災部分の写真等を念入りに撮っておくなど、災害査定時に被災事実を証明できるよう県市から被災施設関係者へ連絡すること。

（被災状況に応じた被災状況の記録方法については、「災害復旧費実地調査に係る留意事項」を参照）

(例1) ガラスが100枚割れていれば、100枚分を撮影する。写真がない被災箇所については適用除外となり得るため、一見すると同じような被災状況でも、必ず全ての補助対象箇所の写真を撮っておく。

(例2) 豪雨の場合は特に被害状況が残りにくいので注意すること。具体的には床上浸水等でフローリングが反り返ったため、フローリングの張り替え工事を行った場合、写真からは反り返りがわかりにくいため、適用除外となることもある。よって、反り返りがわかるよう平行な物差し等と一緒に写真を撮った上、反り返ったフローリングの一部（サンプル程度）を残しておく。

(4) 国庫補助協議 (東海北陸厚生局)

① 国庫補助協議

縣市では、被災施設を「災害査定希望施設」と「希望しない施設」に区分するとともに「社会福祉施設災害復旧費国庫補助の協議について」又は「保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について」に基づき、東海北陸厚生局に対して災害査定対象施設部分について、詳細な被害報告による協議を行うこととなっている。

【協議書類及び提出部数】

ア	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表 (様式第1号)	3部
イ	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書 (様式第2号)	1部
	又は	
ア	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助協議総括表 (別紙様式1)	1部
イ	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助協議書 (別紙様式2)	1部

【提出期限】

協議書類は、災害発生の日から30日以内に提出すること。

【協議書の宛名】

東海北陸厚生局長

② 国庫補助協議の内容等の審査

協議において災害査定実施の必要の有無及び申請内容（特に調査対象部分か対象外か）に問題があるかどうかについて、東海北陸厚生局において審査する。

〈参考〉申請内容のチェックポイント

- ※ 被害を受けた要因は何か。また、それは実地調査要領第3（5）中の「異常な天然現象」の範囲に該当するか否か。
（例えば、最大風速が何メートルか、最大24時間雨量が何ミリか・・・）
- ※ 社会福祉施設等又は保健衛生施設等中の1か所当たりの復旧事業費（査定後の調査額）が、災害復旧の施設整備における下限額以上であるか。

※ 適用除外（協議対象外事業）とされている以下の項目に該当していないか。

- 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。
 - ・被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。
 - ・当該年度に整備計画があるもの。
 - ・建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。
- 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認ができないもの。

※ 復旧事業費の積算は、実地調査要領第6に基づき、「諸経費率」が定められている。

③ 災害復旧の原則

災害復旧は、原則的に形状、寸法及び材質の等しい「原形復旧」が基本である。そのため、被災経験を踏まえ、耐震等の強化対策を講じることは、災害査定上では認められない。

ただし、原形復旧として認められた額に対して、自己負担を加えて耐震等の強化対策を講じた復旧を行うことを妨げるものではない。

④ 災害復旧に係る寄付金及びその他の収入（火災保険収入）の取扱い

災害復旧の際に寄付金及びその他の収入（火災保険収入）（以下「寄付金等」という。）がある場合は、次のいずれか低い方の額を国庫補助基本額とする。

総事業費－（寄付金等－査定額×自己負担率）

又は

査 定 額

のいずれか低い方の額

＝国庫（都道府県）補助基本額

なお、災害復旧費の交付決定までに保険金額が決定しない場合は、査定額で交付決定を行い、交付額の確定の際に上記の算定方法により国庫補助基本額を決定する。

⑤ 東海財務局又は北陸財務局とのスケジュール調整

縣市は、東海北陸厚生局に協議書を送付後、東海財務局又は北陸財務局に対して、災害査定（現地調査）のスケジュール調整を早めに行うこと。

(5) 実地調査及び査定（東海北陸厚生局）

① 査定日程の作成

ア 災害は年災（1月から12月）として取り扱われること、1億円以上の災害については現地調査の後に本省協議が控えていること、また、国費の財源措置に一定の期間を必要とすることから、原則として12月中に災害査定（現地調査）を完了するよう財務本省から口頭指示が出されている。

イ 縣市においては、まず、東海財務局又は北陸財務局の立会官のスケジュールを押さえていただきたい（立会官のスケジュールを優先）。その際、移動距離、現地で急遽発生するかもしれない不測の事態、東海財務局又は北陸財務局との意見の不一致等を想定し、余裕を持って行程を組むこと。（一度に複数の施設の査定を数日間により実施する場合には、全体の査定が円滑に行えるよう、査定方針を受けた申請者が翌日の別施設の査定会場に訂正済の書類を持ち込み、確認・サインをもらうようにするなど、全体行程に配慮。）を組むこと。

〈参考〉スタンダードな行程

- | | | |
|------|------|--|
| 1 日目 | 午前 | 東海北陸厚生局及び東海財務局又は北陸財務局から現地へ移動 |
| | 午後 | 現地到着 |
| | | <ul style="list-style-type: none">・ 事務所にて概要説明・ 現地確認（被災規模に応じて）・ 施設内等にて設計書等により詳細を確認・ 査定方針決定（設計書等申請書類の訂正を指示） |
| | 夕刻以降 | 申請者による訂正作業 |
| 2 日目 | 午前 | 訂正後の関係書類を確認 |
| | | <ul style="list-style-type: none">・ 報告書にサインし完了 |

ウ 調査は、当該被害地域を所管する東海財務局又は北陸財務局の立会のもとに、原則として実地にて行うことになるが、申請額が200万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、東海財務局又は北陸財務局の担当者の判断により、現地庁舎等において机上にて調査を行うことができることとされている。

② 現場にて

ア 概況説明

申請者又は県市は、被災施設の査定会場（事務所等）にて被災の状況及び復旧方針等について図面や設計書等により概況を説明する。

イ 被災場所での確認

申請者は被災の状況及び復旧内容等について説明するとともに、査定官及び立会官からの質問に回答すること。

ウ 査定方針の決定・通告

査定方針の決定後、査定官より、申請者に対して査定方針を通告する。（この通告をもって、内示としている。）

③ 災害査定（現地調査）終了後

本省協議（現地調査額が一億円以上の場合又は現地調査において査定官と立会官との意見が一致しない場合のみ実施）

(6) 災害復旧費精算交付申請及び決定

「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」又は「保健衛生施設等施設・設備災害復旧費国庫補助金交付要綱」の発出後、申請者は、別途指示する日までに交付申請書を東海北陸厚生局長あて提出すること。

なお、提出の時点で復旧が全て完了している場合、交付申請及び事業実績報告書を提出することも可能である。